

## 焼却灰等の放射能濃度測定結果

表1 主灰及びスラグの放射能濃度測定結果

測定機関 株式会社 むさしの計測  
 測定方法 放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省)  
 廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアル(国立環境研究所)  
 使用測定器 ゲルマニウム半導体検出器

単位: Bq/kg

施設名	試料採取日	主灰又は流動床不燃物		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
中央清掃工場	7月29日	不検出(<15)	不検出(<14)	不検出
港清掃工場	7月3日	不検出(<15)	不検出(<11)	不検出
北清掃工場	7月30日	不検出(<16)	不検出(<15)	不検出
品川清掃工場	7月9日	不検出(<13)	不検出(<13)	不検出
大田清掃工場(新工場)	7月15日	不検出(<14)	不検出(<14)	不検出
多摩川清掃工場	7月6日	不検出(<15)	16	16
世田谷清掃工場 ※2	7月20日	不検出(<15)	16	16
千歳清掃工場	7月13日	不検出(<17)	不検出(<14)	不検出
渋谷清掃工場 ※2	7月17日	不検出(<13)	不検出(<13)	不検出
杉並清掃工場	7月14日	不検出(<15)	不検出(<14)	不検出
豊島清掃工場 ※2	7月31日	不検出(<13)	不検出(<12)	不検出
板橋清掃工場	7月22日	不検出(<11)	不検出(<10)	不検出
練馬清掃工場	7月27日	不検出(<12)	不検出(<8)	不検出
墨田清掃工場	7月27日	不検出(<14)	18	18
新江東清掃工場	7月21日	不検出(<18)	不検出(<16)	不検出
有明清掃工場	7月21日	不検出(<14)	不検出(<12)	不検出
足立清掃工場	7月28日	不検出(<18)	54	54
葛飾清掃工場	7月10日	不検出(<15)	29	29
江戸川清掃工場	7月16日	不検出(<17)	不検出(<15)	不検出

単位: Bq/kg

施設名	試料採取日	スラグ		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
世田谷清掃工場	7月20日	不検出(<15)	不検出(<13)	不検出

※1 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。また、( )内は検出下限値を表します。

※2 流動床式焼却炉であり、主灰が発生しない施設であるため、測定結果には流動床不燃物の測定値を記載しています。

※3 放射能濃度が8,000Bq/kg以下のものは、放射性物質汚染対処特措法に則り、通常の埋立処分等を行います。

表2 飛灰及び飛灰処理汚泥の放射能濃度測定結果

測定機関 株式会社 むさしの計測  
 測定方法 放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省)  
 廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアル(国立環境研究所)  
 使用測定器 ゲルマニウム半導体検出器

単位:Bq/kg

施設名	試料採取日	飛灰		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
北清掃工場	7月30日	不検出(<<16)	47	47
千歳清掃工場	7月13日	不検出(<<19)	52	52
渋谷清掃工場	7月17日	不検出(<<16)	37	37
墨田清掃工場	7月27日	不検出(<<13)	107	107

単位:Bq/kg

施設名	試料採取日	飛灰処理汚泥		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
中央清掃工場	7月29日	不検出(<<17)	38	38
港清掃工場	7月3日	不検出(<<14)	55	55
北清掃工場	7月22日	不検出(<<15)	57	57
品川清掃工場	7月9日	不検出(<<14)	22	22
大田清掃工場(新工場)	7月15日	不検出(<<15)	47	47
多摩川清掃工場	7月6日	不検出(<<13)	54	54
世田谷清掃工場	7月20日	不検出(<<15)	68	68
千歳清掃工場 ※3	—	—	—	—
渋谷清掃工場 ※3	—	—	—	—
杉並清掃工場	7月14日	不検出(<<14)	37	37
豊島清掃工場	7月31日	不検出(<<15)	24	24
板橋清掃工場	7月22日	不検出(<<18)	59	59
練馬清掃工場	7月27日	不検出(<<12)	52	52
墨田清掃工場 ※3	—	—	—	—
新江東清掃工場	7月21日	不検出(<<16)	32	32
有明清掃工場	7月21日	不検出(<<17)	68	68
足立清掃工場	7月28日	不検出(<<18)	86	86
葛飾清掃工場	7月10日	不検出(<<19)	143	143
江戸川清掃工場	7月16日	不検出(<<18)	187	187
中防灰溶融施設	7月6日	不検出(<<14)	43	43

※1 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。また、( )内は検出下限値を表します。

※2 放射能濃度が8,000Bq/kg以下のものは、放射性物質汚染対処特措法に則り、通常の埋立処分等を行います。

※3 「—」の工場は、定期補修工事等により測定していません。